

○砺波市空き家・空き地情報バンク設置要綱

平成24年9月1日

告示第127号

(趣旨)

第1条 この要綱は、砺波市における空き家及び空き地の有効活用とその利活用を通して散居景観の保全及び移住・定住促進による地域の活性化を図るため、空き家・空き地情報バンクの設置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない（居住しなくなる予定のものを含む。）市内に存在する建物、それに付属する物件及びその敷地等をいう。ただし、賃貸又は分譲を目的とした共同住宅等は除く。
- (2) 空き地 居住を目的とした住宅を建築でき、現に使用していない（使用しなくなる予定のものを含む。）市内に存在する土地をいう。ただし、民間事業者による賃貸又は分譲を目的とするものを除く。
- (3) 所有者等 空き家又は空き地に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家又は空き地の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (4) 空き家・空き地情報バンク 空き家又は空き地の売却又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた情報を公開し、市内への定住等を目的として、空き家又は空き地の利用（購入、賃借、贈与その他権利の移動を伴う行為をいう。）を希望する者に対し、紹介を行う制度をいう。
- (5) 仲介業者 空き家・空き地情報バンクの登録物件について、仲介等を行う宅地建物取引業者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家・空き地情報バンク以外による空き家及び空き地の取引を妨げるものではない。

(空き家又は空き地の登録申込み等)

第4条 空き家・空き地情報バンクによる空き家又は空き地に関する登録を受けようとする所有者等は、空き家・空き地情報バンク登録申込書（様式第1号）に別に定める

空き家・空き地情報バンク登録カードその他必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認するため必要な調査を実施し、適切であると認めたときは空き家・空き地情報バンク登録台帳に登録するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該申込者に通知するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家又は空き地で、空き家・空き地情報バンクによることが適當と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

(空き家又は空き地に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録完了の通知を受けた者（以下「登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、空き家・空き地情報バンク登録変更届出書（様式第2号）により遅滞なくその旨を市長に届け出るものとする。

(空き家・空き地情報バンクの登録の取消し)

第6条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家・空き地情報バンクの登録を取り消すとともに、空き家・空き地情報バンク登録取消通知書（様式第3号）により当該登録者に通知するものとする。

- (1) 当該空き家又は空き地に係る所有権等に異動があったとき。
- (2) 登録の内容に虚偽があったとき。
- (3) 登録者から登録の取消しの申出があったとき。
- (4) 登録から2年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りではない。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、空き家・空き地情報バンク登録台帳に登録するこ
とが適當でないと認めたとき。

(空き家・空き地情報バンク利用の申込み)

第7条 空き家・空き地情報バンクを利用しようとする者は、空き家・空き地情報バンク利用登録申込書（様式第4号）及び誓約書（様式第5号）に必要な事項を記入し、市長に申し込むものとする。

- 2 市長は、前項の規定による利用申込みがあったときは、その内容を確認の上、適切であると認めたときは空き家・空き地情報バンク利用登録台帳に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該申込者に通知するものとする。

(利用登録に係る登録事項の変更の届出)

第8条 前条第3項の規定による利用登録の通知を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、空き家・空き地情報バンク利用登録変更届書（様式第6号）によりその旨を市長に届け出るものとする。

(利用登録者の登録の取消し)

第9条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家・空き地情報バンクの利用登録を取り消すとともに、空き家・空き地情報バンク利用登録取消通知書（様式第7号）により当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家又は空き地を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 申込みの内容に虚偽があったとき。
- (3) 利用登録の取消しの申出があったとき。
- (4) 利用登録から2年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りではない。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、空き家・空き地情報バンク利用登録台帳に登録することが適当でないと認めたとき。

(空き家・空き地情報バンク利用の申込み要件)

第10条 空き家・空き地情報バンクの情報を受け、空き家又は空き地を利用しようとする利用希望者は、その利用において、次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 空き家又は空き地に建設した住宅に定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与できる者
- (2) 空き家又は空き地に建設した住宅に定住し、又は定期的に滞在して、砺波市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者
- (3) その他市長が適当と認めた者

(情報提供等)

第11条 市長は、空き家及び空き地の状況等についての情報を市のホームページ等に掲載し、公開できるものとする。

2 市長は、必要に応じて、登録者、利用登録者及び仲介業者に対し、空き家・空き地情報バンクに登録された情報を提供することができるものとする。

(登録者と利用登録者の交渉等)

第12条 市長は、登録者と利用登録者との空き家又は空き地等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

2 契約等に関する一切の紛争等については、当事者間で解決するものとする。

(個人情報の取り扱い)

第13条 登録者、利用登録者及び仲介業者は、空き家・空き地情報バンクの利用に関して知り得た個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得し、収集し、作成し、及び利用してはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和2年12月15日告示第209号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和7年4月1日告示第85号）

この告示は、公表の日から施行する。